

報道関係者 各位

令和6年8月 21 日(水)

【照会・取材申込先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 生木谷 忠司

賃金指導官 三木 誠一郎

(電話) 048-600-6205

## 埼玉県最低賃金は10月1日から 「時間額1,078円」に改正されます!

埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「埼玉県最低賃金」について、埼玉労働局長（片淵<sup>かたふち</sup> 仁文<sup>ひろふみ</sup>）は、埼玉地方最低賃金審議会（会長 土屋 直樹 武蔵大学経済学部 教授）の調査審議を経て、本年8月5日付けの改正答申どおり「時間額1,078円」に改正決定しました。

最低賃金の改正については8月30日付けの官報に公示され、令和6年10月1日（火）に発効する予定です。

令和6年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、最も大きい引上げ額（50円）となります。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,078円	1,028円	50円	4.86%	令和6年10月1日（火）

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の本年10月1日（火）からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額1,078円」以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の引上げにより、埼玉県内の事業所で働く 18 万 5 千人以上の労働者が影響を受けると推測されます。

埼玉労働局では、官報に公示される 8月30日から効力発生日の10月1日までを「**埼玉県最低賃金周知強化期間**」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（ハローワーク）とともに集中的に周知活動等を行います。

その一環として、埼玉労働局・管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等の幹部による「街頭啓発行動」を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願いいたします。

【埼玉県最低賃金の改正に係る街頭啓発行動】

日 時	場 所	対 応 者
9月30日(月) 8:30～(30分)	J R大宮駅コンコース	埼玉労働局長、局賃金室長、 さいたま労働基準監督署長、 大宮公共職業安定所長 ほか
	J R熊谷駅コンコース	労働基準部長、局監督課長、 熊谷労働基準監督署長、 熊谷公共職業安定所長 ほか

上記場所において、啓発品（周知用チラシ入りポケットティッシュ）配布を行います。

●今後のスケジュールは、次のとおりです。

